

河内長野市附属機関等の設置、運営及び公開に関する指針

平成17年11月21日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成22年 4月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成25年 4月 1日

第1（趣旨）

この指針は、本市における附属機関及び審議会等（以下「附属機関等」という。）の適正な管理に努めるとともに、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正、透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2（定義）

この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法令又は条例の定めるところにより市が設置する機関をいう。

2 この指針において「審議会等」とは、ニーズの把握や意見の聴取を行い、これを特定の行政目的の達成の参考とするため、規則や規程、要綱等により市が設置する懇談会、懇話会、研究会その他の機関をいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 市職員のみを構成員とするもの
- (2) 市職員及び国又は他の地方公共団体の関係職員で構成されているもので、本市に事務局が置かれているもの
- (3) 連絡調整を目的として設置されたもの
- (4) 会議としての意思決定を行わないもの
- (5) イベントその他特定の事業を実施するために組織された実行委員会等

第3（附属機関等の設置）

附属機関の設置は、法令の定めるところにより設置が義務づけられているものを除き、附属機関は、条例の定めるところにより設置するとされていることから、必ず条例により設置することとし、規則、規程、要綱等により設置することのないよう注意するとともに、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 既に設置されている附属機関と設置目的又は担任する事務が重複しないよう留意し、行政の簡素化及び効率化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (2) 附属機関の担任する事務は、類似する附属機関の設置を避けるため、広い視野から調停、審査、諮問又は調査等ができるよう適切なものとする。
- (3) 附属機関の設置目的が臨時的又は一時的なものである場合は、原則として附属機関の設置期限を明示するものとする。
- (4) 附属機関の委員の数は、20名以内を目安として適切な人数構成に努

めるものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 審議会等の設置する場合においても、前項各号に掲げる事項の内「附属機関」を「審議会等」に読み替えたうえで留意するものとする。

第4（既設置の附属機関等の見直し）

既設置の附属機関等については、次に掲げる基準により見直しを行い、当該基準のいずれかに該当する附属機関等は、速やかに廃止又は統合を進めるものとする。

(1) 廃止基準

- ア 所期の設置目的が達成されたもの
- イ 社会経済環境の変化等により必要性が著しく低下したもの
- ウ 活動が著しく不活発で今後も活動の見込みがないもの

(2) 統合基準

- ア 設置目的又は担任する事務が重複するもの
- イ 本市行政の総合性確保のため統合が望ましいもの

第5（附属機関等の委員の選任）

附属機関等の委員の選任に当たっては、附属機関等の設置目的又は担任する事務に照らして、当該附属機関等が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次の事項に留意するものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の設置目的が達成されるよう、広く各界及び幅広い地域や性別、年齢層の中からふさわしい人材を選任すること。
- (2) 関係団体等から委員の推薦を受ける場合は、被推薦者を団体の会長等に固定せず、広く人材の登用が図れるよう依頼すること。
- (3) 広く市民等の意見を反映させるため、公募委員や自治会等の代表者の積極的な登用に努めること。ただし、法令等に定めのある場合、行政処分に関する審議等を行う場合又はその他特別な事情がある場合で、公募が適当でないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 委員を新たに選任する場合において、委員の年齢は、18歳以上とし、年齢の上限は設けない。ただし、附属機関等において年齢層を考慮した構成が望ましいときは、この限りでない。
- (5) 複数の附属機関等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、5附属機関等を限度とすること。ただし、委員に選任しようとする者が附属機関等の担任する事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者であり、他に得ることができない場合は、この限りでない。
- (6) 委員の任期は、より多くの委員を選任できるように、原則3年以内とする。ただし、附属機関等において特別の事情がある場合は、この限りではない。
- (7) 委員を再任する場合は、その在任期間は、連続して10年以内とすること。ただし、委員に選任しようとする者が附属機関等の担任する事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認

められる者であり、他に得ることができない場合は、この限りでない。

(8) 法令等に定めがある場合又は附属機関等の性質に照らし特別な事情がある場合を除き、本市職員を委員に選任しないこと。

2 前項各号の規定については、附属機関等の内容が特に専門的又は技術的な事項に限られ他に委員が得られないなど特別な事情があると認められる場合は、適用しないことができる。

第6（附属機関等の委員への女性委員の登用）

附属機関等の女性委員の比率は、河内長野市男女共同参画計画（第3期）（平成20年3月策定）に基づき、委員総数の40パーセント以上になるよう努めるものとする。

第7（附属機関等の委員の公募資格）

附属機関等の委員の公募に申し込むことができる者は、次の資格を有するものとする。

(1) 原則として、本市の区域内に住所を有する者とする。ただし、附属機関等の担任する事務に照らして必要があるときは、本市の区域内に勤務若しくは通学する者を追加することができる。

(2) 本市市議会議員及び本市職員でない者

2 附属機関等を担当する部局（以下「担当部局」という。）は、前項に掲げるもののほか、委員の応募資格に関し必要と認める事項を定めることができる。

第 8 (附属機関等の委員の公募方法)

附属機関等の委員の公募に当たっては、次の各号に掲げる事項について市広報への掲載、市ホームページへの掲載その他広報媒体を利用する等の方法により、広く周知を行うものとする。

- (1) 附属機関等の名称、設置目的及び担任する事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他担当部局において必要と認める事項

第 9 (附属機関等の公募委員の申込方法)

附属機関等の公募委員の申し込みを受ける場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めるものとする。

- (1) 住所、氏名、性別、年齢及び電話番号
- (2) 応募の理由（簡潔に記載したもの）又は小論文
- (3) その他担当部局において必要と認める事項

第 10 (附属機関等の公募委員の選考)

附属機関等の公募委員の選考は、申込者からの書類に基づく選考を原

則として、本指針の趣旨にのっとり、担当部局で総合的な観点から行うものとする。

- 2 附属機関等の委員の選考が前項の規定によりがたい場合は、抽選により委員を選考することができる。

第11（会議の公開）

附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議において、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第6条又は第7条に定める情報に該当するものであって、非開示とすべきものについて審議する場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

第12（公開又は非公開の決定）

附属機関等の会議の公開又は非公開は、附属機関等の長が当該附属機関等に諮って決定するものとする。

- 2 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第13（公開の方法）

附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 附属機関等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- 3 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 4 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち情報公開条例第6条又は第7条に該当する情報が記載されているものを除く。
- 5 附属機関等は、会議に関する報道機関の取材に対して十分配慮するものとする。

第14（会議開催の周知）

附属機関等は、公開する会議の開催にあたっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- 2 会議の開催の公表は市広報への掲載、市ホームページへの掲載、市庁舎への掲示等の方法により行うものとする。ただし、市広報への掲載については、掲載の時期に間に合わない場合は、この限りではない。

- 3 会議開催の公表事項は、会議の名称、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

第15（会議記録の作成）

附属機関等は、会議終了後速やかに会議記録を作成しなければならない。

- 2 会議記録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民等が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

第16（会議記録の閲覧等）

附属機関等は、公開した会議の会議記録及び会議資料を市民等の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

第17（運用状況の公表）

市長は、附属機関等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

第18（附属機関等への市民等の意見・要望の反映）

附属機関等の設置目的又は担任する事務及び審議事項に照らして、その審議等に際して広く市民等に対し意見・要望を求める必要があると認められる場合には、審議等の過程において市民等の意見・要望が反映できる手法の導入に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この指針の運用に際し必要な事項は、施行日前においても行うことができる。

(河内長野市審議会等の会議の公開に関する指針の廃止)

- 2 河内長野市審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年3月27日策定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この指針の施行日前において附属機関等が開催されたことがなく、第12に規定する会議の公開又は非公開の決定を行っていない場合は、この指針の施行日後に行われる初回の附属機関等は原則非公開とし、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

(様式1)

会議の公開・非公開に関する決定報告書

1 附属機関等の名称	
2 事務局担当課名	部 課
3 附属機関等の所掌事務	
4 公開・非公開の別	公開・一部公開・非公開
5 公開・非公開の決定日	平成 年 月 日
6 非公開の理由等	(非公開とする事務の具体的内容及びその具体的理由)
7 備考	

(様式2)

会議開催のお知らせ

1 会議名	
2 議題	
3 開催日時	平成 年 月 日 曜日 時から
4 開催場所	
5 公開・非公開の別 (理由)	
6 傍聴定員	
7 傍聴手続	
8 問い合わせ先	(担当課名) 部 課 (内線)
9 その他	

* 同一の会議で開催日時等が決定している場合は、まとめて記入できるものとする。

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	
2 開催日時	平成 年 月 日 曜日 時から
3 開催場所	
4 会議の概要	
5 公開・非公開の別 (理由)	
6 傍聴人数	
7 問い合わせ先	(担当課名) 部 課 (内線)
8 その他	

* 同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。